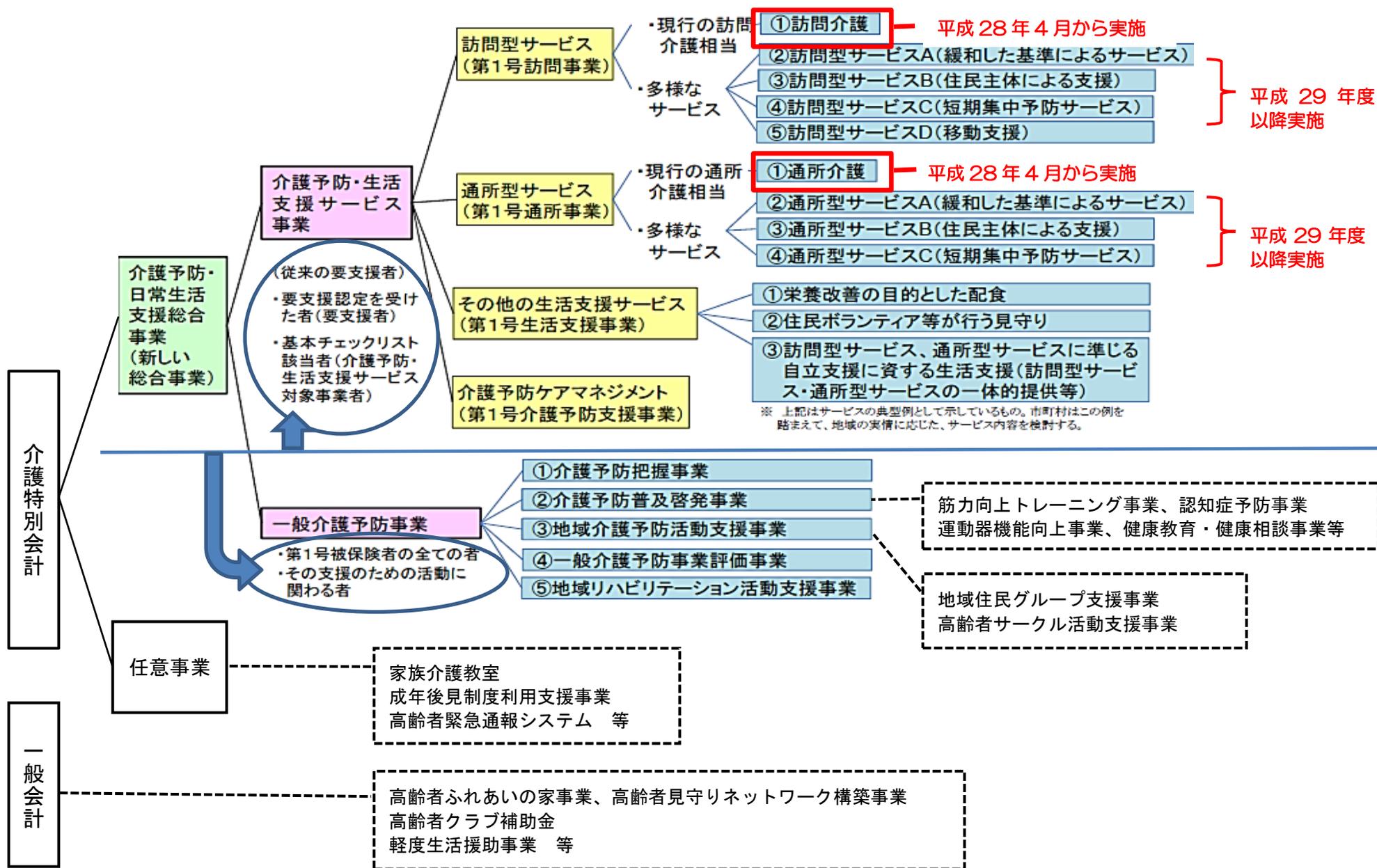


介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防・生活支援サービス) について

◆介護予防・日常生活支援総合事業について



◆境港市の総合事業利用者

○給付実績

サービス種類	平成 28 年度（見込み）			平成 27 年度			増減（H28-H27）		
	件数	給付額（円）	給付額/件（円）	件数	給付額（円）	給付額/件（円）	件数	給付額（円）	給付額/件（円）
訪問型サービス	103	1,696,132	16,467	104	2,002,176	19,252	△1	△306,044	△2,785
通所型サービス	107	2,460,899	22,999	105	3,147,465	29,976	2	△686,566	△6,977

※実績は各年 5 月・6 月審査分の平均

○総合事業（第 1 号事業）利用者内訳（H28.4 現在）

（人）

	性別			訪問介護											通所介護					
				利用回数/週				掃除	買い物	入浴介助	調理	洗濯	ゴミだし	服薬介助	利用回数/週			入浴あり	入浴理由	
	男	女	計	1回	2回	3回	計								1回	2回	計		身体的	環境的
計	44	147	191	42	44	11	97	78	30	25	18	13	6	5	57	65	122	60	46	14

《参考》

○要介護(支援)認定者数 ※平成 26・27 年度は 3 月末、平成 28 年度は 6 月末現在

（人）

年 度	認定者数	認定率	要支援		計 (対認定者数)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
			要支援 1	要支援 2						
平成 26 年度	2,098	20.2%	232	326	558 (26.6%)	383	384	260	268	245
平成 27 年度	2,111	19.9%	226	318	544 (25.8%)	404	395	254	261	253
平成 28 年度	2,078	19.6%	212	309	521 (25.1%)	394	397	258	257	251

◆想定されるサービス（案）

○訪問型サービス

	(現行)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
サービス提供者	介護サービス事業所	シルバー人材センター	シルバー人材センター	シルバー人材センター	地区社会福祉協議会 自治会 ことぶきクラブ	地区社会福祉協議会 自治会 ことぶきクラブ	地区社会福祉協議会 自治会 ことぶきクラブ
サービスの形態	①現行の訪問介護相当	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	その他の生活支援サービス ②住民ボランティア等が行う 見守り	見守り・生活支援事業 (一般会計事業)
実施方法	事業者指定	事業所指定	委託	補助または助成	補助または助成	委託、補助または助成	委託、補助または助成
サービスの内容	身体介護 家事援助	家事援助 (室内清掃) (調理) ほか	家事援助 (室内清掃) (調理) ほか	家事援助 (室内清掃) (調理) ほか	家事援助 (ごみ出し)	生活支援 (見守り・ごみ出し) (傾聴)	生活支援 (見守り・ごみ出し) (傾聴)
給付管理	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし
ケアマネジメント (サービス計画)	原則的なケアマネジメント 作成	原則的なケアマネジメント 作成	初回のみケアマネジメント	初回のみケアマネジメント	初回のみケアマネジメント	初回のみケアマネジメント	なし
サービス費	1回2,660～2,850円	(軽度生活援助事業：1 時間787円) ・予防給付単価を下回 る額で設定 ・月額、1回単価の設 定が可能	(軽度生活援助事業：1 時間787円) ・一人当たり要する 費用が国の上限単価を 上回らないよう設定	(軽度生活援助事業：1 時間787円) ・一人当たり要する 費用が国の上限単価を 上回らないよう設定	・一人当たり要する 費用が国の上限単価を 上回らないよう設定		
市負担額	サービス費の9割	サービス費の9割			1回単価、包括単価設 定可能	1回単価、包括単価設 定可能	1回単価、包括単価設 定可能
利用者負担額	サービス費の1割	サービス費の1割	1回あたりの額<介護 サービスの負担額	1回あたりの額<介護 サービスの負担額			
課題		・給付管理を行うた め、請求を国保連経由 で行う ・ケアマネジメント(サービス計 画)に沿ったサービス提供 ・利用者負担を事業所 が徴収 ・基準に、従事者は市 が実施する研修等を受 講した者などの条件	・利用開始にケアマネジ メント(サービス計画)が必要 ・サービス提供者また は市が利用者負担を徴 収 ・基準に、従事者は市 が実施する研修等を受 講した者などの条件	・利用開始にケアマネジ メント(サービス計画)が必要 ・利用者負担を事業所 徴収 ・基準に、従事者は市 が実施する研修等を受 講した者などの条件	・サービス対象が「要支 援」「事業対象者」と なる ・利用開始にケアマネジ メント(サービス計画)が必要 ・利用者負担をサービス 提供者が徴収	・サービス対象が「要支 援」「事業対象者」と なる ・利用開始にケアマネジ メント(サービス計画)が必要 ・利用者負担をサービス 提供者が徴収(委託の場 合は市でも可)	・サービス対象は市で設 定 ・利用者負担の設定(金 額・徴収方法)は市で設 定

○通所型サービス

	(現行)	(1)	(2)	(1)
サービス提供者	介護サービス事業所	市社会福祉協議会	市社会福祉協議会	こうほうえん
サービスの形態	①現行の通所介護相当	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
実施方法	事業者指定	事業所指定	委託	委託
サービスの内容	介護サービスにおける通所 介護サービスと同様	(体操) (送迎)	(体操) (送迎)	(体操) (送迎) (入浴支援) (買い物支援)
給付管理	あり	あり	なし	なし
ケアマネジメント (サービス計画)	原則的なケアマネジメント作成	原則的なケアマネジメント作成	初回のみケアマネジメント	初回のみケアマネジメント
サービス費	1回3,780~3,890円	・ 予防給付単価を下回る額で 設定 ・ 月額、1回単価の設定が可能	・ 一人当たり要する費用が 国の上限単価を上回らないよう 設定	・ 一人当たり要する費用が 国の上限単価を上回らないよう 設定
市負担額	サービス費の9割	サービス費の9割		
利用者負担額	サービス費の1割	サービス費の1割	1回あたりの額<介護サービスの 負担額	1回あたりの額<介護サービスの 負担額
課題		・ 給付管理を行うため、請求 を国保連経由で行う ・ ケアマネジメント(サービス計画)に 沿ったサービス提供 ・ 利用者負担を事業所が徴収	・ 利用開始にケアマネジメント(サ ービス計画)が必要 ・ サービス提供者または市が 利用者負担を徴収	・ 利用開始にケアマネジメント(サ ービス計画)が必要 ・ サービス提供者または市が 利用者負担を徴収

